

釧路市インターネット公有財産売却ガイドライン

釧路市インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「釧路市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、釧路市の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴市における入札、契約などにかかわる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴市の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、次に掲げる者のいずれにも該当せず、将来においても該当しません。また、当方が次に掲げる者に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、市が警察へ情報提供することに同意します。
 - (1) 法人等（個人、法人または団体をいいます）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員および支配人ならびに支店または営業所の代表者、団体である場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等およびその他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ）である者
 - (2) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ）または暴力団員を利用するなどしている者
 - (3) 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者
 - (4) 役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (5) 役員等が特別の事情もなく、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたときに釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）に基づき行うべき市への報告および市の指導に基づく警察への届出を怠った者
- 3 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。

- (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と釧路市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
 - (9) 暴力団もしくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所またはその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転しまたは売買物件を第三者に賃貸すること。
- 4 私は、貴市の公有財産売却にかかわる「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

釧路市インターネット公有財産売却 ガイドライン

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号または第2項各号に該当すると認められる方

(参考：地方自治法施行令（抄）)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(2) 法人等（個人、法人または団体をいいます）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員および支配人ならびに支店または営業所の代表者、団体である場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等およびその他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ）である者

(3) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ）または暴力団員を利用するなどしている者

(4) 暴力団員が実質的に経営を支配する事業者

(5) 役員等が暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 役員等が特別の事情もなく、暴力団または暴力団員から不当介入を受けたときに釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）に基づき行うべき市への報告および市の指導に基づく警察への届出を怠った者

(7) 日本語を完全に理解できない方

(8) 釧路市が定める本ガイドラインおよびKSI官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(9) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとって釧路市が執行する一般競争入札の手続きの一部です。
- (2) 売却代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間釧路市の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」といいます）上の公有財産売却の物件詳細画面や釧路市において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札前に釧路市が実施する現地説明会等において、購入希望の財産を確認してください。

- (5) 売却システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、釧路市のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書（以下「申込書」といいます）」等を印刷し、必要事項を記入・押印後、次に掲げる書類（以下「必要書類」といいます）を添付のうえ、釧路市に送付し、または持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

（必要書類）

（共通）

a 入札保証金等充当申出書

b 身分証明書（個人の場合のみ必要）（本籍地のある市町村が発行する身分証明書をいい、申込書提出日前の1か月以内に発行するものに限ります。以下同じ。）

c 登記事項証明書（法人の場合のみ必要）

d 釧路市税「完納証明書」（課税がない場合は「滞納なし証明書」）

（共同入札をする場合）

e 共同入札申出書

f 代表者を除く共有者全員分の印鑑登録証明書

※ b～dの書類は、共同入札者全員分が必要となります。

（代理人を指定する場合）

g 委任状

h 委任者の印鑑登録証明書

- ・ 公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「銀行振込」「その他」のうちご希望の方法いずれか一

つに「○」をしてください。

- ・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、住民票などの添付書類は1通のみ提出してください。
- ・提出された書類により、公有財産売却一般競争入札の参加資格を満たしているか否かを審査し、資格を満たしている場合に入札資格を付与します。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却または公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など釧路市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売却代金の減額を請求することはできません。
- (2) 落札者が売却代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。
(動産・自動車の場合)
- (3) 公有財産が動産、自動車などである場合、釧路市はその公有財産の引渡しを売却代金納付時の現状有姿で行います。
- (4) 公有財産が自動車の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録（名義変更）の手続き等を行ってください。
(不動産の場合)
- (5) 釧路市は、不動産について落札者が売却代金の残金を納付した後、権利移転の登記を所轄法務局に囑託します。
- (6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査、アスベスト調査などは行っておりませんので、現状のまま引渡しいたします。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法、条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。
 - ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に記載されている所在地、名称、代表者氏名）などを公有財産売却の参加者情報として登録すること。
 - イ 入札者の公有財産売却の参加者情報およびログインIDに登録されているメールアドレスを釧路市に開示され、かつ釧路市がこれらの情報を釧路市公文書管理規則（平成18年釧路市規則第4号）に基づき永年保管すること。
 - ・釧路市から公有財産売却の参加者に対し、ログインIDで認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。
 - ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者のログインIDに紐づく会員識別番号を売却システム上において一定期間公開されること。
 - エ 釧路市が収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第1項に定める参加条件の確認または同条第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のための措置などを行うことを目的として利用すること。

- (2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

(1) 共同入札とは

一つの財産（不動産）を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。

イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の「住民票（法人の場合は登記事項証明書）」、「身分証明書（個人の場合のみ）」、「釧路市税「完納証明書」（課税がない場合は「滞納なし証明書）」」および代表者を除く共同入札者全員の「印鑑登録証明書」ならびに共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した共同入札申出書を申込書に添えて釧路市に提出することが必要です。なお、申込書等は釧路市のホームページより印刷することができます。

ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や登記事項証明書の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても物件の引渡しや所有権移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名（参加者が法人の場合は、登記事項証明書に記載されている所在地、名称、代表者氏名）などを公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みをする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。
- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7で定められている、入札する前に納付しなければならない金員で

す。入札保証金は、釧路市が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、釧路市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のアからウまでの3通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに釧路市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金の納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、釧路市のホームページより申込書等を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、釧路市に送付し、または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「クレジット」に「○」をしてください。
- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）
- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。仮申し込みを行った後、釧路市のホームページより申込書等を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、釧路市に送付し、または持参してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

なお、銀行振込の場合は、参加者より公有財産売却の必要書類が釧路市に到着後、釧路市から「歳入歳出外現金納入通知書兼領収書」を送付しますので、釧路市が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。なお、釧路市が指定する金融機関での納付により難しい場合は別途支払い方法を指示します。

- ・銀行振込の際の振込手数料は、「歳入歳出外現金納入通知書兼領収書」を使用して釧路市が

指定する金融機関で納付する場合には負担がありませんが、これ以外の支払い方法により納付する場合は参加申込者の負担となります。

- ・銀行振込により入札保証金を納付する場合は、釧路市が納付を確認できるまで5開庁日程度要することがあります。したがって、ファックス等により納付済みの領収書の写しを送付いただくことがあります。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込」に「○」をしてください。
- ・釧路市が指定する金融機関については、下記を参照してください。

a 指定金融機関

北洋銀行の本店または支店（出張所を含む）

b 指定代理金融機関

釧路信用金庫の本店または支店

c 収納代理金融機関

- ・次の金融機関のうち国内に所在する本店または支店（本所、支所または出張所を含む）
北海道銀行および北陸銀行
- ・次の金融機関のうち北海道内に所在する本店または支店（本所、支所または出張所を含む）
網走信用金庫、釧路信用組合、釧路丹頂農業協同組合、北見信用金庫、北海道労働金庫、大地みらい信用金庫および阿寒農業協同組合
- ・次の金融機関のうち釧路市内に所在する本店または支店（本所、支所または出張所を含む）
北海道信用漁業協同組合連合会

ウ その他の方法による納付

納付方法は、「クレジットカード」および「銀行振込」以外に、「直接持参」によるものがあります。（物件ごとに指定されている場合があります）

- ・売却システムで参加仮申し込みされる際には「銀行振り込みなど」を選択していただくことになります。
- ・売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、釧路市のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、必要書類を添付のうえ、釧路市に送付し、または持参してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）
- ・「直接持参」の場合は、釧路市に直接持参してください。
- ・申込書の入札保証金納付方法欄の「その他」に「○」をしてください。
- ・直接持参の場合は、持ち込んだその日に金融機関に納入手続きを行いますので、原則14時までに持ち込む必要があります。

(3) 入札保証金の釧路市への帰属

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに釧路市の定める契約を締結しない場合は釧路市に帰属し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、入札保証金等充当申立書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

釧路市は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、釧路市は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のログインIDに紐づく会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のログインIDに紐づく会員識別番号と落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 釧路市から落札者への連絡

落札者には、釧路市から入札終了後、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・釧路市が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、契約締結期限までに釧路市が定める契約を締結しない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、入札保証金は釧路市に帰属し、返還しません。
- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、釧路市に連絡する際や書類を提出する際に必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

釧路市は、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を

交わします。

ア 必要書類

契約の際は、釧路市より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、印紙税法に定める税額の収入印紙(契約書1通分のみ)を貼付して釧路市に直接持参し、または郵送してください。なお、動産の場合、収入印紙は必要ありません。

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額(契約金額)とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で18歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売却代金の残金の納付

(1) 売却代金の残金の金額

売却代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金(契約保証金に充当した入札保証金)を差し引いた金額となります。

(2) 売却代金の残金納付期限について

落札者は、売却代金の残金納付期限までに釧路市が納付を確認できるよう売却代金の残金を一括で納付してください。

売却代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売却代金の残金納付期限までに売却代金の残金全額の納付が確認できない場合は、売買契約は解除となり、事前に納付された契約保証金は釧路市に帰属し、返還しません。

(3) 売却代金の残金の納付方法

売却代金の残金は、釧路市から送付する「納入通知書兼領収書」により、釧路市が指定する金融機関に納付してください。なお、釧路市が指定する金融機関での納付により難しい場合は別途支払い方法を指示しますので申し出てください。(指定する金融機関は、第2 「公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」の「2 落札者の決定」(2)イを参照してください)

- ・振込手数料等の納付に係る費用が発生する場合は、落札者の負担となります。
- ・売却代金の残金納付期限までに釧路市が納付を確認できることが必要です。

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。

なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返

還は入札終了後となります。

入札保証金の返還方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

SBペイメントサービス株式会社は、クレジットカードにより納付された入札保証金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。

ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 銀行振込などによる納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引渡しについて

1 公有財産が「不動産」の場合の権利移転および引渡しについて

(1) 権利移転の時期および引渡し

公有財産売却の財産は、期限までに売却代金の残金を納付したときに権利が移転し、引渡しとなります。

(2) 所有権移転の手続き

ア 売却代金の納付確認後、釧路市において所轄の法務局へ所有権移転登記を行います。

イ 住所のある市町村が発行した住民票（1か月以内に発行されたもの。）1通を提出してください。

ウ 所有権移転登記を行う際には、登録免許税を納める必要がありますので、売却代金の残金納付後速やかに登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を税務署において納付したことを証する領収証書を釧路市に提出してください。なお、税額については、釧路市から落札者へお知らせいたします。

エ 共同入札の場合、契約書に記載された持分比率により、所有権移転登記を行います。その場合、共同入札者は、それぞれの持分に応じた登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を税務署において納付したことを証する領収証書を提出してください。

オ 売却代金の納付後、必要書類が提出されてから所有権移転登記が完了するまで、3週間程度要することがあります。

カ 所有権移転登記完了後、登記完了を証明する書類をお渡しします。

(3) 注意事項

ア 公有財産売却の財産は、現状のまま引き渡します。財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、全て落札者自身で行ってください。

イ 契約締結後、売却代金の残金が納付された時点で所有権は落札者へ移転することから、以降発生した天災など不可抗力による損害など釧路市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売却代金の減額を請求することができません。

2 公有財産が「動産」の場合の権利移転および引渡しについて

(1) 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、期限までに売却代金の残金を納付したときに権利が移転します。

(2) 契約書類の作成の省略

以下のいずれかに該当する場合は、契約書類の作成を省略することがあります。

ア 落札者が代金を即納し、その物品を引き取る場合

イ 売却代金が30万円未満の場合

(3) 引渡し

ア 公有財産売却の財産は、現状のまま引き渡します。

イ 引渡しは原則として、釧路市の指定する場所において直接行いますが、落札者の申し出により送付による引渡しも行います。なお、物件の性質上、送付では対応できない場合があります。

ウ 引渡しに必要な費用については、落札者の負担とします。

(4) 注意事項

ア 売却代金の残金が納付された時点で所有権は落札者へ移転することから、以降発生した天災など不可抗力による損害など釧路市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなります。

イ 送付による引渡しの場合、輸送途中における破損、紛失などの被害を受けても、釧路市は一切の責任を負いません。また、一度引渡された財産は、理由の如何を問わず返品、交換はできません。

ウ 売却代金の納付後に落札された物件の保管費用が必要な場合は、落札者の負担となります。

※ 自動車の場合

ア 落札者は、「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

イ 譲渡証明書に記載する譲受人の名義は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。

ウ 権利移転に伴う費用（自動車検査登録印紙および自動車審査証紙、自動車税環境性能割など）は落札者の負担となります。

エ 移転登録などの手数料として自動車検査登録印紙および自動車審査証紙が必要です。

オ 自動車税環境性能割および自動車税は落札者が自ら申告、納税してください。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合

イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

- ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」といいます）に損害などが発生した場合

(1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、釧路市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、釧路市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、釧路市は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。

(4) 公有財産売却に参加したことにより、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、釧路市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のク

クレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、釧路市は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

(6) 公有財産売却の参加者などの発信または受信するデータが不正アクセス、改変を受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、釧路市は責任を負いません。

(7) 公有財産売却の参加者などが、自身のログインIDおよびパスワードなどを紛失し、またはログインIDおよびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず釧路市は責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 リンクの制限など

釧路市が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、釧路市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、釧路市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、釧路市に無断で転載・転用することは一切できません。

6 システム利用における禁止事項

売却システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 売却システムをインターネット公有財産売却の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 売却システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 売却システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 売却システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反する行為またはそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他売却システムの運用に支障を及ぼす行為またはそのおそれのある行為をすること。

7 準拠法

このガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

8 インターネット公有財産売却において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価格などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限り、売却システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます）であるため、不動産登記簿上の表示などと

異なることがあります。

(3) インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公有財産売却の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 公有財産売却参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の売却物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

10 釧路市インターネット公有財産売却ガイドラインの改正

釧路市は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、釧路市は売却システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

11 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、釧路市が掲載したものでない情報については、釧路市インターネット公有財産売却に関する情報ではありません。

インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下「参加者など」といいます）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。